

「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」の交付を受けた皆様へ

社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度のご案内

★ 神戸市では、低所得者で生計が困難と認められる方を対象に、「社会福祉法人等が実施する利用者負担の軽減」を行っております。

●利用できるサービス

① 特別養護老人ホーム ② 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	旧措置入所者（平成12年3月31日以前に入所された方） 「介護保険利用者負担額減額・免除等認定証」記載の給付率が ○「90/100」の方について 『利用者負担額（1割負担分）』の25%を減額 『食費・居住費の利用者負担額』の25%を減額
	○「95/100」～「100/100」の方について 『ユニット型個室の居住費の利用者負担額』の25%を減額
	新規入所者（平成12年4月1日以降に入所された方） 『利用者負担額（1割負担分）』の25%を減額 『食費・居住費の利用者負担額』の25%を減額
	生活保護受給者 『居住費の利用者負担額』の100%を減額
③ 訪問介護（ホームヘルプサービス） ④ 夜間対応型訪問介護 ⑤ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ⑥ 介護予防訪問サービス	『利用者負担額（1割負担分）』の25%を減額
⑦ 通所介護（デイサービス） ⑧ 地域密着型通所介護 ⑨ (介護予防)認知症対応型通所介護 ⑩ 介護予防通所サービス	『利用者負担額（1割負担分）』の25%を減額 『食費の利用者負担額』の25%を減額
⑪ (介護予防)短期入所生活介護(ショートステイ)	『利用者負担額（1割負担分）』の25%を減額 『食費・滞在費の利用者負担額』の25%を減額
	生活保護受給者 『滞在費の利用者負担額』の100%を減額
⑫ (介護予防)小規模多機能型居宅介護 (短期利用/短期利用以外) ⑬ 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護) (短期利用/短期利用以外)	『利用者負担額（1割負担分）』の25%を減額 『食費・宿泊費の利用者負担額』の25%を減額

※1. 「利用者負担額（1割負担分）」については、軽減されない場合があります。

※2. 市民税が世帯で非課税の方のうち、老齢福祉年金を受給されている方は、利用者負担額（1割負担分）および食費・居住費等の利用者負担額の50%の減額になります。

※3. ①②⑪『食費・居住費（滞在費）の利用者負担額』は、負担限度額認定を受けている方のみ軽減されます。

※4. ⑥⑩のサービスは、介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービスです。

裏面もご確認ください。

- ◎市内で社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度を実施している事業所については、「社会福祉法人等利用者負担軽減実施事業者一覧表」にて確認ください。
- ◎市外の事業所で、社会福祉法人等が提供する介護保険サービスを利用される場合は、サービスを利用する前に各市町村又は社会福祉法人等に軽減制度の実施の有無をご確認ください。
- ◎介護予防・日常生活支援総合事業に関するサービスについては、ご相談ください。

★社会福祉法人等が提供する表面のサービスを利用する時には、今回交付した「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」を提示して、利用者負担の軽減を受けてください。

★軽減は、申請した日の属する月の初日から適用されますので、「軽減確認証」に記載している適用年月日を確認のうえ、早めに提示してください。

社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度に関するお問い合わせは、

神戸市総合コールセンターまで

電話：078-333-3330

FAX：078-333-3314

受付時間：8：00～21：00（年中無休）